

改正実務対応報告40号のポイントとは？

LIBOR参照金融商品に 関するヘッジ会計の留意点

有限責任あずさ監査法人
公認会計士
新開 朋春

【この章のエッセンス】

●金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間が1年延長され、2024年3月31日以前に終了する事業年度までとされた。

●金利スワップの特例処理および為替予約等の振当処理について、一定の要件を満たす場合には、金利指標置換後、2024年3月31日以前に終了する事業年度の翌事業年度の期首以降も、これらの処理を継続して適用できることが明確化された。

●前記の適用期間内に一定の要件を満たす契約条件の変更または契約の切替えが行われた場合には、金利指標置換時が2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末

日後に到来する場合であっても、金利スワップの特例処理および振当処理の適用を継続できることとされた。

はじめに

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)は、2022年3月17日、改正実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(以下、「本実務対応報告」という)を公表した。本実務対応報告は、2020年9月29日に公表された実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(以下、「2020年実務対応報告」という)

を一部改正したものである。

2020年実務対応報告では、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、公表から約1年後に金利指標置換後の取扱いについて再度確認する予定としていた。その経緯を踏まえ、また、米ドル建LIBORの一部タム物についての公表停止時期が2023年6月末に延期されたことや、2020年実務対応報告公表以後に寄せられた意見を受け、ASBJは金利指標置換後の取扱いの再確認についての審議を2021年10月より開始し、2021年12月に公開草案を公表して意見を求め、寄せられた意見を踏まえて検討したうえで本実務対応報告を公表した。本実務対応報告では、金利指標置

換後の会計処理に関する取扱いの適用期間の1年間の延長や、金利スワップの特例処理等に関する金利指標置換後の会計処理の趣旨の明確化等が行われており、公表日以後適用することができる。本章では、2020年実務対応報告からの改正内容を中心に、本実務対応報告の内容を解説する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添える。

本実務対応報告の内容

本実務対応報告は、LIBORを参照する金融商品について金利指標改革に起因して行われる金利指標置換であって、その前後で経済効果がおおむね同等となることを意図した契約条件の変更や契約の切替えを対象に、金利指標の置換前、置換時、置換後に分けて、ヘッジ会計の継続が可能となるような特例的な取扱いを定めている。本実務対応報告において、2020年実務対応報告から改正した主な内容は、金利指標置換後の取扱いであるため、次より金利指標置換後の取扱いを解説する。